

低入札価格調査対象者が落札者となった場合の配置技術者の増員及び専任配置について

令和5年1月1日改訂

今治市契約課

本市では、建設工事の競争入札において公共工事の品質の確保を図るため、低入札価格調査対象者が落札者となった場合は、次のとおり技術者の配置を求めることとしました。

つきましては、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事の競争入札から適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 適用時期 平成28年4月1日から入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用します。

2 改正の内容について

低入札価格調査対象者が落札者となった場合は、次のとおり技術者の配置を求めることとし、必要な技術者を配置できないときは、当該入札は「失格」とします。

(1) 技術者の専任が義務づけられている請負代金額4,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）の工事にあっては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること。

この場合において、当該落札者が、特定建設工事共同企業体である場合は、構成員ごとに1名以上を配置すること。

(2) 請負代金額4,000万円未満（建築一式工事にあっては8,000万円未満）の工事にあっては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。

3 その他

(1) 必要な技術者を配置できないときは、技術者の配置不能届（別記様式1）により、その旨を速やかに契約課まで報告してください。

(2) 令和5年1月1日付今治市契約課発出の「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」の内、「主任技術者、監理技術者の取扱いについて」の適用外とします。

(3) 詳細については、別添の「今治市低入札価格調査実施要領」をご覧ください。